

【nanaco カード会員規約】改定対比表

現行	改定後
※赤字部分が改定および追加箇所になります。	
<p>第2条（定義）</p> <p>（4）会員とは、当社所定の入会申込書等において本規約を承認のうえ nanaco 電子マネーサービスの入会を申込まれた個人の方で、当社が入会を認めて会員番号を付与した方をいいます。なお、申込みの時点で15歳以下の方は、入会の申込みに関し親権者の同意が必要となります。また、同一の方が複数の nanaco カードを保有する場合、特に定めのない限り、それぞれ別の会員として取扱われます。なお、入会申込時に氏名・生年月日・電話番号等の届け出がなくても入会を認める場合がありますが、その場合、会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができない場合があること、また、入会申込時に当該届け出を行った場合であっても、当該情報が当社に登録されるまでに、一定の期間を要することを承諾するものとしします。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>（4）会員とは、当社所定の入会申込書等において本規約を承認のうえ nanaco 電子マネーサービスの入会を申込まれた個人の方で、当社が入会を認めて会員番号を付与した方をいいます。なお、申込みの時点で15歳以下の方は、入会の申込みに関し親権者の同意が必要となります。また、同一の方が複数の nanaco カードを保有する場合、特に定めのない限り、それぞれ別の会員として取扱われます。なお、入会申込時に氏名・生年月日・電話番号等の届け出がなくても入会を認める場合がありますが、その場合、会員は当社が提供するサービスの一部を受けることができない場合があること、また、入会申込時に当該届け出を行った場合であっても、当該情報が当社に登録されるまでに、一定の期間を要することをあらかじめ承諾するものとしします。</p>
<p>第3条（nanaco カードの貸与）</p>	<p>第3条（nanaco カードの貸与）</p>
<p>3. 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとしします。</p>	<p>3. 会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることをあらかじめ承諾するものとしします。</p>
<p>第7条（nanaco 電子マネーサービスの利用）</p>	<p>第7条（nanaco 電子マネーサービスの利用）</p>
<p>1. 会員は、nanaco 加盟店で nanaco 電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、nanaco 加盟店により利用を制限する場合があります。</p>	<p>1. 会員は、nanaco 加盟店で nanaco 電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部の商品等について、nanaco 加盟店により利用を制限する場合があります。</p>
<p>第9条 nanaco 電子マネーの合算</p>	<p>第9条 nanaco 電子マネーの移転</p>
<p>第11条（nanaco 電子マネーサービスの利用ができない場合）</p>	<p>第11条（nanaco 電子マネーサービスの利用ができない場合）</p>
<p>会員は、次のいずれかの場合においては、その期</p>	<p>会員は、次のいずれかの事由が生じた場合におい</p>

<p>間において、チャージすること、nanaco 電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ならびにnanaco カード内残高およびセンター預り残高の確認をすることができません。</p>	<p>ては、当該事由が解消されるまでの間、チャージすること、nanaco 電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、nanaco カード内残高およびセンター預り残高の確認をすることその他の nanaco 電子マネーサービスの全部または一部の利用ができなくなる場合があることにあらかじめ同意します。</p>
<p>(1) nanaco 電子マネーサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。</p>	<p>(1) nanaco 電子マネーサービスのシステムに故障が生じた場合、当該システム保守管理等のために当該システムの全部または一部を休止する場合その他の当該システムの都合上やむを得ない場合。</p>
<p>(2) nanaco カード・利用端末・チャージ端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響・停電その他の事由による使用不能の場合。</p>	<p>(2) nanaco カード、利用端末、チャージ端末およびこれらに付随する機器その他の nanaco 電子マネーサービスの利用に必要となる物理的媒体が、破損、電磁的影響、停電その他の事由により使用不能となった場合。</p>
	<p>(3)nanaco 電子マネーサービスに適用される法令の改廃、当該法令の所管官庁による当該法令の解釈運用の変更その他の法令環境の変化により nanaco 電子マネーサービスの利用の内容、方法その他の条件を変更する必要が生じた場合</p>
<p>(3) その他やむを得ない事由のある場合。</p>	<p>(4) 前各号に定めるほか、やむを得ない事由のある場合。</p>
<p>第 1 2 条 (退会および会員資格の喪失)</p>	<p>第 1 2 条 (退会および会員資格の喪失)</p>
<p>1. 会員は、当社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、会員資格が喪失され、nanaco 電子マネーサービスの利用ができなくなります。なお、当該退会までに会員が nanaco カード内残高およびセンター預り残高を使い切っていない場合、当社は当該 nanaco カード内残高およびセンター預り残高をゼロとすることができ、また、現金の払戻しも行いません。</p>	<p>1. 会員は、当社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、本規約に基づく会員たる地位 (以下「会員資格」といいます。)が喪失され、nanaco 電子マネーサービスの利用ができなくなります。なお、当該退会までに会員が nanaco カード内残高およびセンター預り残高を使い切っていない場合、当社は当該 nanaco カード内残高およびセンター預り残高をゼロとすることができ、また、現金の払戻しも行いません。</p>
<p>第 1 4 条 (nanaco カードの破損・汚損時の再発行等)</p>	<p>第 1 4 条 (nanaco カードの破損・汚損時の再発行等)</p>
<p>1. 当社は、nanaco カードの破損・汚損等の理</p>	<p>1. 当社は、nanaco カードの破損・汚損等の理</p>

<p>由により会員が nanaco カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等した nanaco カードと引き換えに新しい nanaco カードを再発行します。この場合、会員に、第10条に定める発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行した nanaco カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。</p>	<p>由により会員が nanaco カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当該破損・汚損等した nanaco カードと引き換えに新しい nanaco カードを再発行します。この場合、会員に、第10条に準じて発行手数料をお支払いいただく場合がございます。なお、再発行した nanaco カードは、券面の意匠、記載情報その他の事項が変更される場合があり、これを会員はあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>3. 前二項、第2条(4)第3文および第9条の規定にかかわらず、当社は、当社所定の要件を満たした場合に限り、前項に基づき再発行した nanaco カードへの残高の引継ぎに代えて、会員が保有する別の nanaco カードその他の nanaco 電子マネーを管理・利用するための記憶媒体に、当該残高を引き継ぐことを認める場合があります。</p>	<p>3. 前二項、第2条(4)第3文および第9条の規定にかかわらず、当社は、当社所定の要件を満たした場合に限り、前項による再発行した nanaco カードへの残高の引継ぎに代えて、会員が保有する別の nanaco カードその他の nanaco 電子マネーを管理・利用するための記憶媒体に、当該残高を引き継ぐことを認める場合があります。</p>
<p>第15条 (nanaco カード喪失時の再発行等)</p>	<p>第15条 (nanaco カード喪失時の再発行等)</p>
<p>3. 前二項の場合、会員は当該使用停止措置の解除を求めることはできません。</p>	<p>3. 前二項により当社が使用停止措置をとった場合、会員は当該措置の解除を求めることはできません。</p>
<p>4. 会員が第1項に定める nanaco カードを喪失した旨の届け出をし、または、第2項に定める第三者から nanaco カードを拾得した旨の届け出があつてから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、nanaco カード内残高またはセンター預り残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>4. 第1項または第2項の届け出があつてから当社による使用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員はあらかじめ了承するものとします。なお、使用停止措置が完了する前に、nanaco カード内残高またはセンター預り残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p>
<p>5. 当社は、紛失・盗難等により nanaco カードを喪失した場合、会員が nanaco カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、nanaco カードを再発行します。この場合、会員は第10条に定める発行手数料を支払うものとします。なお、再発行した nanaco カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾する</p>	<p>5. 当社は、会員が紛失・盗難等により nanaco カードを喪失した場合においては、会員が nanaco カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、nanaco カードを再発行します。この場合、会員は第10条に準じて発行手数料を支払うものとします。なお、再発行した nanaco カードは、第14条第1項第3文に準</p>

<p>ものとしします。</p>	<p>じて券面が変更される場合があることを会員は あらかじめ承諾するものとしします。</p>
<p>6. 前項により nanaco カードが再発行された場合、当社による nanaco カードの使用停止措置が完了した時点の nanaco カード内残高およびセンター預り残高が再発行された nanaco カードに引き継がれるものとしします。ただし、当社所定の方法による本人確認が完了している場合に限りま す。</p>	<p>6. 前項により nanaco カードが再発行された場 合には、当社による nanaco カードの使用停止措 置が完了した時点の nanaco カード内残高および センター預り残高が再発行された nanaco カード に引き継がれるものとしします。ただし、当社所定 の方法による本人確認が完了している場合に限り ます。</p>
<p>7. 前二項、第2条(4)第3文および第9条の 規定にかかわらず、当社は、当社所定の要件を満 たした場合に限り、前項に基づき再発行した nanaco カードへの残高の引継ぎに代えて、会員 が保有する別の nanaco カードその他の nanaco 電子マネーを管理・利用するための記憶媒体に、 当該残高を引き継ぐことを認める場合がありま す。</p>	<p>7. 前二項、第2条(4)第3文および第9条の 規定にかかわらず、当社は、当社所定の要件を満 たした場合に限り、前項による再発行した nanaco カードへの残高の引継ぎに代えて、会員 が保有する別の nanaco カードその他の nanaco 電子マネーを管理・利用するための記憶媒体に、 当該残高を引き継ぐことを認める場合がありま す。</p>
<p>第17条(個人情報収集・利用)</p>	<p>第17条(個人情報収集・利用)</p>
<p>会員(本条においては、nanaco 電子マネーサー ビスの入会申込をしようとする方を含みます。)は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が 入会申込時および入会後に当社に届け出た事項 および nanaco 電子マネーサービスの利用履歴等 の情報(以下「個人情報」といいます。)を、当 社が別途定める「個人情報の取扱いに関する重要 事項」に記載した利用目的および共同利用の定め に基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・ 利用することに同意します。</p>	<p>会員(本条においては、nanaco 電子マネーサー ビスの入会申込をしようとする方を含みます。)は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が 入会申込時および入会後に当社に届け出た事項 および nanaco 電子マネーサービスの利用履歴等 の情報(以下「個人情報」といいます。)を、当 社が別途定める「個人情報の取扱いに関する重要 事項」に記載した利用目的および共同利用の定め に基づき、必要な保護措置を行ったうえで当社が 収集・利用することにあらかじめ同意します。</p>
<p>第20条(nanaco 電子マネーサービスの終了)</p>	<p>第20条(nanaco 電子マネーサービスの終了)</p>
<p>1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対 し事前に当社所定の方法で周知することにより、 nanaco 電子マネーサービスを全面的に終了する ことができるものとしします。</p>	<p>1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対 し事前に当社所定の方法で周知することにより、 nanaco 電子マネーサービスの全部または一部を 終了することができるものとしします。</p>
<p>(2) 法令の改廃。</p>	<p>(2) nanaco 電子マネーサービスに適用される 法令の改廃。</p>
<p>第21条(制限責任)</p>	<p>第21条(責任制限)</p>